

訪問看護ステーションによる新型コロナウイルス感染症に係る
自宅療養者の健康観察業務実施要領

令和 2 年 11 月 13 日
沖縄県新型コロナウイルス
感染症対策本部総括情報部

(目的)

第 1 条 この要領は、沖縄県が指定する重症化リスクの高い自宅療養者の健康観察を、訪問看護ステーションの看護師が実施する場合に必要な事項を定めるものとする。

(実施方法)

第 2 条 沖縄県は、自宅療養者への健康観察を実施する訪問看護ステーションの選定を沖縄県看護協会（以下、「協会」という。）に依頼するものとする。

(業務内容)

第 3 条 依頼された訪問看護ステーションの看護師は、自宅療養者への電話（原則 1 日 2 回）による健康観察業務（沖縄県等関係機関との連携・調整・報告等関連する業務を含む）を行う。また、必要に応じ訪問による健康観察を行うものとする。

(実施場所)

第 4 条 電話による健康観察を行う場合は、個人情報を保護する場所を考慮した上で訪問看護ステーション側の任意とする。また、訪問による健康観察を行う場合は自宅療養者が療養する場所とする。

(実施時間)

第 5 条 電話により健康観察を行う場合は、原則 9 時及び 15 時とし、自宅療養者の健康状態により必要な時間に健康観察を行う。

2 訪問による健康観察を行う場合の実施時間は、訪問に要する準備行為に着手した時間から、訪問を終えた後に訪問に要した資器材の処理等の事後処理を終えるまでの時間とする。

(看護師の待遇)

第 6 条 第 3 条に掲げる業務内容に応じ、1 時間あたり下記の謝金を給付する。

(1) 電話による自宅療養者の健康観察業務 1,560円

(2) 訪問による自宅療養者の健康観察業務 2,760円

2 夜間手当として、深夜（午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間をいう。以下同じ。）の勤務時間が生じた場合は、2,000円を給付する。

3 訪問による自宅療養者の健康観察業務を行う場合にあっては、沖縄県職員の旅費に関する条例に基づく交通費を支給する。

4 沖縄県は、訪問による自宅療養者の健康観察を行う看護師に係る損害保険料の加入

に必要な費用を負担する。

(看護師の責務)

第7条 看護師は、第3条に掲げる業務の実施にあたっては、保健師助産師看護師法第42条の2に掲げる守秘義務を遵守するものとする。

2 看護師は、第3条に掲げる業務の実施状況を、沖縄県が指定する様式に記入し、記録するものとする。

3 看護師は、健康観察期間の終了時には沖縄県へ電話による報告を行うとともに、前項の記録様式等を提出する。

(その他)

第8条 この要領に定めるものの他、必要な事項については沖縄県と協会との協議により定める。

附則

1 この要領は、令和2年8月9日から適用する。